多治見市長 髙木 貴行 (公印省略)

## 公共施設の使用料・手数料等の見直しについて(周知)

本市では「多治見市健全な財政に関する条例施行規則」第6条の規定により、受益と負担の関係を考慮した適正な料金となるよう、公共施設の使用料・手数料等について4年ごとに見直しを 行っています。

現在、公共施設利用料金改定の議案を9月議会に提出しており、可決されれば「令和6年10月 1日(火)以降の予約申込」かつ「令和7年4月1日以降の利用」分から、改定後の新料金が適 用されます。値上げする施設が多く、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解及びご 協力をよろしくお願いいたします。

記

室場名	新料金		旧料金	
	使用料	冷暖房使用料	使用料	冷暖房使用料
大ホール	1,280円	240 円	990円	210円
小ホール	650円	110円	500円	100円
和室	220円	110円	210円	100円
実習室	400円	110円	350円	100円
会議室1	450円	110円	350円	100円
会議室2	310円	110円	250円	100円

## 【備考】

- ・使用料は、午前9時から始まる | 時間ごとの区分及び午後8時からの | 時間30分の区分についての額とする。
- ・実習室において調理設備を利用する場合は、午前9時から始まる | 時間ごとの区分及び 午後8時からの | 時間30分の区分につき、100円を加算する。

以上

お問い合わせ先			
部署	多治見市役所 環境文化部 文化スポーツ課		
電話	代表:0572-22-1111 内線:1134		